

本日ここに、第23回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第38号から議案第66号まで並びに報告第4号から報告第12号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号 筑後市職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、現行の再任用制度が廃止されるため、本条例を廃止するものであります。

議案第39号 公益的法人等への筑後市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第47号 筑後市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定までにつきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、市職員の定年の引上げ等に関し、関係規定を整備するものであります。

議案第48号 筑後市退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、退職手当の基本額に係る特例等について改正するとともに、雇用保険法その他の法令の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第49号 筑後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和や、非常勤職員が育児休業を取得するための要件緩和等について改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第50号 筑後市税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、所要の改正を行う

ものであります。

議案第51号 筑後市保育所条例の一部を改正する条例制定につきましては、本年4月からの筑後保育所の定員変更に伴い改正を行うものであります。

議案第52号 令和4年度筑後市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正予算は、8億5,016万円を増額し、歳入歳出予算の総額を222億2,140万3千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第2款 総務費の庁舎管理に要する経費は、小売り電気事業者における電力調達価格の高騰などにより財源不足が見込まれるため、電気料を増額するものであります。

同様の理由から、第4款 衛生費のし尿処理場の運営に要する経費、第9款 消防費の一般消防事務に要する経費及び第10款 教育費の学校管理に要する経費、公民館事業に要する経費、水田コミュニティセンター管理運営に要する経費についても増額しております。

地方創生に要する経費は、移住支援補助事業について、7月までの申請や相談件数が当初の想定を上回り財源不足が見込まれるため、補助金を増額するものであります。

財政調整基金費及び庁舎建設基金費は、令和3年度一般会計の決算に伴う剰余金の一部を、今後の備えとして基金に積み立てるものであります。

第3款 民生費の大学生等応援事業に要する経費は、コロナ禍における物価高騰などの状況を踏まえ、就学や生活に影響を受ける大学生等を応援するため、給付金のほか、関係経費を計上するものであります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、令和3年度決算の確定に伴い減額を行うものであります。

第6款 農林水産業費の一般事務に要する経費は、農業者の経営安定につなげるため、新型コロナウイルス感染症などの影響に伴う収入減少に対応した保険への加入を支援する補助金を計上するものであります。

第7款 商工費の企業誘致対策に要する経費は、燃料価格の高騰に直面しているトラック運送事業者に対し、事業継続のため、支援金を計上するものであります。

第8款 土木費の河川改良事業に要する経費は、本年7月の大雨により被災した箇所に係る河川整備工事費を増額するものであります。

住宅管理事業に要する経費は、老朽化が進行している市営高野団地において、コンクリートの破損や落下の危険性がある箇所が発見されたため、当該箇所の改修工事費を増額するものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

給食に要する経費は、給食調理員である会計年度任用職員の配置や時給が当初予算の時点から変更となったため、不足する職員手当を増額するものであります。

教材に要する経費は、市民からの水洗小学校に対する寄附金を活用し、同校の備品購入費を計上するものであります。

教育助成費は、筑後小学校の事業について、福岡県の体験型英語学習推進事業のモデル市町村として指定を受けたことから、同事業の実施委託料を計上するものであります。

以上の経費の主な財源として、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び市債を充てております。

繰越明許費については、本補正予算において河川改良事業に要する経費を増額することに伴い、工期の延長が生じ、年度内完了が難しい状況が見込まれるため、計上するものであります。

債務負担行為の補正は、令和5年度からの受託事業者を選定する必要がある、外国語指導助手配置事業であります。

地方債の補正は、緊急自然災害防止対策事業を増額するものであります。

議案第53号 令和4年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、1億3,410万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億4,081万3千円とするものであります。歳出予算について申し上げます。

第5款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、令和3年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであります。

第7款 諸支出金の国県支出金等返還金は、令和3年度介護給付費などの確定に伴う国及び県負担金返還のため、増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、繰越金を充てております。

議案第54号 令和3年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第61号 令和3年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第62号 令和3年度筑後市水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債積立金4,966万2,989円、建設改良積立金1億2,589万2,519円を計上し、翌年度繰越利益剰余金を、4億2,274万3,953円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定

をお願いするものであります。

議案第63号 令和3年度筑後市下水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度末未処分利益剰余金を処分するもので、資本的収支不足額の補填財源を1億3,539万4,874円、減債積立金を3,921万6,286円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第64号から議案第66号までの工事請負契約の締結につきましては、筑後市再編新設小学校校舎等新築工事において、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事に関し、条件付一般競争入札により契約の相手方を決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第4号 令和3年度筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第5号 令和3年度筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第6号 令和3年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第7号 令和3年度資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第8号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第9号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告第10号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につつま

しては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度の経営状況を報告するものであります。

報告第11号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、令和3年度の評価結果を報告するものであります。

報告第12号 地方独立行政法人筑後市立病院の第3期中期目標期間に係る業務実績見込みに関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、評価結果を報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。